

京都市告示第 92 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年4月30日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科日ノ岡緯 8号線	山科区日ノ岡堤谷町61番地の29地先から 同町61番地の48地先まで	メートル 42.60	メートル 4.61 ~ 7.13
山科北花山経 44号線	山科区北花山中道町86番地の14地先から 同町86番地の10地先まで	67.10	6.00 ~ 10.61
西京極経89号 線	右京区西京極堤下町3番地の1地先内	58.00	6.02 ~ 9.62
梅津経109号 線	右京区梅津尻溝町8番地の14地先から 同町8番地の27地先まで	72.80	6.01 ~ 12.02
梅津緯116号 線	右京区梅津中倉町11番地の1地先から 同梅津尻溝町8番地の49地先まで	132.20	6.00 ~ 10.20
梅津緯117号 線	右京区梅津尻溝町8番地の38地先から 同町8番地の13地先まで	48.30	6.01 ~ 12.02
羽束師緯147 号線	伏見区羽束師鴨川町336番地の15地先から 同町336番地の11地先まで	33.40	6.00 ~ 12.08
淀226号線	伏見区淀新町124番地の9地先から 同町127番地の8地先まで	266.70	6.00 ~ 10.94
淀227号線	伏見区淀新町124番地の44地先から 同町124番地の33地先まで	27.50	6.01 ~ 9.53

(建設局土木管理部道路明示課)